

令和7年度有料老人ホームの立入指導結果

第1章 立入指導の方針

1 立入指導の意義と目的

有料老人ホームが、法令等を遵守した上で適正に事業を実施しているか、入居者の意思及び人格を尊重した健全かつ適切なサービスを確保しているか、提供するサービスの質の向上を図っているか等を確認することを目的とし、老人福祉法第29条第13項、盛岡市有料老人ホーム設置運営指導検査要領、盛岡市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「盛岡市指導指針」という。）その他関係法令等の規定に基づき立入指導を実施しています。

2 立入指導実施の経緯

市では、平成24年4月1日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が施行され、有料老人ホームへの立入指導及び改善命令等に係る権限が県から市に移譲されたことに伴い、平成24年度から立入指導を実施しています。

<有料老人ホームの定義>

老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則第20条の3において、有料老人ホームとは、高齢者を入居させるとともに、当該入居者に対し、次に掲げるいずれかのサービスを提供する施設として定義されています。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」であっても、当該定義に該当する場合は、老人福祉法に基づく「有料老人ホーム」に該当するものとし、本章に掲げる立入指導の実施対象施設として取り扱われます。

- (1) 入浴、排せつ又は食事の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 洗濯、掃除等の家事
- (4) 健康管理

3 立入指導の実施方針

立入指導の実施に当たっては、有料老人ホームが民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていく性質の施設であることを鑑み、高齢者の福祉を損なうものでないことを前提に、各設置者の運営方針等を尊重することを実施方針としています。

その上で、設置者と入居者との契約の締結及び履行が適切に行われているか、高齢者が長年にわたり生活する場として適当であるか等の視点に基づき、表面的な指導に留まることなく、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中での事業者の自主的な改善が図られるよう具体的な指摘・助言を行うことを心がけています。

第2章 立入指導の結果

1 指摘事項の概要（令和8年3月31日現在）

所管施設数 140施設（うち、サービス付き高齢者住宅26施設）

指導監査実施施設数 19施設

項 目		施設数	割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		16	84.2%
(内訳)	文書指摘のみ	(2)	(12.5%)
	口頭指導のみ	(4)	(25.0%)
	文書指摘及び口頭指導	(10)	(62.5%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		3	15.8%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

参考：指導内容の区分

文書指摘	盛岡市指導指針の内容に著しく反している、高齢者が長年にわたり生活する場として不適当であるといった状況が認められるため、文書により通知する指導内容について、速やかに改善する、又は改善を図った上で、本市に対し、文書による是正改善報告を求めるものです。
口頭指導	入居者等に及ぼす影響が文書指摘事例に比して軽微であるが、盛岡市指導指針の内容に反している、高齢者が長年にわたり生活する場として不適当であるといった状況であることが認められるため、速やかな改善に努めるよう求めるものです。 なお、口頭指導事例についても、文書により指導内容を通知するものです。

＜指摘事項の内容及び件数＞

市指針に基づく項目	文書 指摘	口頭 指導	合計 件数	割合
1 基本的事項 (事業開始計画、開始届の提出等)	0	0	0	0.0%
2 設置者 (運営法人の経営基盤、役員構成等)	0	0	0	0.0%
3 立地条件 (入居者保護の観点での契約条項等)	0	0	0	0.0%
4 規模及び構造設備 (建設基準、防災設備、居室基準等)	0	1	1	1.9%
5 職員の配置、研修及び衛生管理等 (職員の配置、研修、衛生管理等)	1	6	7	13.0%
6 有料老人ホーム事業の運営 (管理規程、医療機関連携、運営懇談会等)	12	8	20	37.0%
7 サービス等 (食事、健康管理、介護サービス、金銭管理等)	3	9	12	22.2%
8 事業収支計画 (資金確保、経理・会計の独立等)	0	0	0	0.0%
9 利用料等 (家賃、介護費用、管理費等)	1	0	1	1.9%
10 契約内容等 (手続、内容、重要事項説明、苦情、事故等)	6	5	11	20.4%
11 情報開示 (運営に関する情報、類型の表示等)	0	0	0	0.0%
12 電磁的記録 (電磁的方法による交付等)	0	0	0	0.0%
13 市への報告等 (有料老人ホーム情報の報告等)	2	0	2	3.7%
14 その他 (上記1～13に該当しない事項)	0	0	0	0.0%
合計件数	25	29	54	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

2 主な指摘事項

(例年、改善を要する事例が特に多く確認される事項について紹介するものである。)

番号	内容	ページ
1	職員の配置、研修及び衛生管理等（職員の配置） 職員の配置について、不備が認められる。	5
2	職員の配置、研修及び衛生管理等（職員の研修） 職員の研修の実施状況について、不備が認められる。	6
3	有料老人ホーム事業の運営（非常災害対策） 非常災害対策について、不備が認められる。	8
4	有料老人ホーム事業の運営（運営懇談会の設置等） 運営懇談会の開催について、不備が認められる。	9
5	サービス等（食事サービス） 栄養士が献立表を作成しておらず、かつ、その旨が重要事項説明書上で明示されていない。	10
6	サービス等（身体的拘束等の適正化） 身体的拘束等の実施に当たって、解除予定日が適切に設定されていない。	11
7	契約内容等（事故発生の防止の対応） 事故の発生又はその再発防止の措置について、不備が認められる。	13

事例番号 1 職員の配置、研修及び衛生管理等（職員の配置）

指摘内容

職員の配置について、不備が認められる。

指 摘 例

貴施設の職員が併設事業所（※）の利用者への対応等を兼務し、貴施設に職員が配置されていない時間帯が発生していることを確認した。有料老人ホームにおいては、入居者の実態に即し、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

なお、当該配置については、あらかじめ勤務表を作成し、貴施設と併設事業所との勤務時間帯等を明確に区分した上で行うこと。

※ 介護保険法に基づく各種サービスその他の有料老人ホームとしてのサービス以外のサービスを提供する事業所のこと。以下同じ。

解 説

盛岡市指導指針において「入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置しなければならない旨」及び「有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行わなければならない旨」が示されています。

有料老人ホームにおける業務と併設事業所における業務とは、それぞれ別の種別として取り扱う必要があることから、それぞれの種別に求められる人員配置基準等が遵守されるよう配慮した上で、勤務時間等が明確に区分された勤務表を作成するとともに、有料老人ホームに滞在している入居者がいるにもかかわらず、職員が併設事業所のみに配置されている等の状況が発生しないよう留意してください。

根 拠 等

- ・盛岡市指導指針 7 (1) ウ
- ・盛岡市指導指針 9 (3)

事例番号 2 職員の配置、研修及び衛生管理等（職員の研修）

指摘内容

職員の研修の実施状況について、不備が認められる。

指 摘 例

(1) 感染症及び非常災害に係る業務継続計画に関する研修及び訓練を実施していないことを確認したので、それぞれ年 2 回以上の頻度により実施（※）すること。

※ 例えば、訓練の実施に当たっては、業務継続計画及び研修の内容に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や非常災害が発生した際の支援の演習等について、適宜、机上及び実地で行うものを組み合わせた上で実施することが想定されるもの。

(2) 職員の採用時において、次の研修を実施していないことを確認したので、実施すること。

- ・業務継続計画に係る研修
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修
- ・虐待の防止のための研修
- ・身体的拘束等の適正化のための研修

解 説

盛岡市指導指針において「職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない旨」が示されており、また「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年老発第0718003号）においては、「特定の種別に係る取組については、研修を含め、有料老人ホームに対しても、指定特定施設等と同様の措置を求める旨」が示されています。

次に掲げる研修については、盛岡市指導指針中の各規定に基づき、定期的の実施する必要があること、また一部の研修は指定特定施設等と同様の内容・頻度により実施する必要があることから、それぞれ適切に実施し、職員の資質向上を図るとともに、その内容を記録してください。

なお、別種の研修を一体的に実施する場合には、それぞれの観点を失することがないように留意した上で実施し、それぞれの観点が担保されていることが明確になるよう記録してください。

●身体的拘束等の適正化のための研修（※ 1）

⇒指定特定施設等と同様に、年 2 回以上の頻度により、適切に実施してください。

●業務継続計画に基づく研修（※ 1）（※ 2）

⇒指定特定施設等と同様に、年 2 回以上の頻度により、適切に実施してください。

●感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修（※ 1）（※ 2）

⇒指定特定施設等と同様に、年 2 回以上の頻度により、適切に実施してください。

●事故発生の防止のための研修

⇒年 1 回以上の頻度を目安とし、適切に実施してください。

●虐待の防止のための研修（※ 1）

⇒指定特定施設等と同様に、年 2 回以上の頻度により、適切に実施してください。

※ 1 職員の新規採用時においては、当該定期的な研修とは別に、同趣旨の新規採用職員

向けの研修を実施し、その内容を記録してください。

- ※2 上記の研修とは別に、施設内の役割分担の確認、現場で実践すべきケアの演習等を行う訓練（シミュレーション）を実施する必要があります。

根拠等

＜研修の実施について＞

- ・盛岡市指導指針7(2) ア

＜身体的拘束等の適正化のための研修について＞

- ・盛岡市指導指針9(7) ウ
- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年老発第0718003号）（平成30年4月2日付け老発0402第1号改正）
- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第183条
- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）第3の十の3(5) ④

＜業務継続計画に基づく研修について＞

- ・盛岡市指導指針8(5) イ
- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年老発第0718003号）（令和3年老発0401第14号改正）
- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第192条に基づく第30条の2
- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）第3の十の3(13) ③及び④

＜感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について＞

- ・盛岡市指導指針8(7) ウ
- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年老発第0718003号）（令和3年老発0401第14号改正）
- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第192条に基づく第104条
- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）第3の十の3(14) ②ハ

＜事故発生の防止のための研修について＞

- ・盛岡市指導指針12(8) ウ

＜虐待の防止のための研修について＞

- ・盛岡市指導指針9(4) エ
- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年老発第0718003号）（令和3年老発0401第14号改正）
- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第192条に基づく第37条の2
- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）第3の十の3(17) ③

事例番号 3 有料老人ホーム事業の運営（非常災害対策）

指摘内容

非常災害対策について、不備が認められる。

指 摘 例

地震を想定した避難訓練が実施されていないことを確認したので、年 1 回以上の頻度を目安とし、定期的の実施すること。

解 説

盛岡市指導指針において「非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない旨」が示されています。

施設において発生が想定される非常災害（火災、地震、（浸水等エリア内に施設が所在する場合）水害・土砂災害等）については、その対策の万全を期さなければならないことから、年 1 回以上の頻度を目安とし（※）、定期的の実施してください。

なお、別種の非常災害を複合的に想定した避難訓練（地震火災を想定した避難訓練等）を実施する場合には、それぞれの非常災害の発生時に必要となる観点を失することがないように留意した上で実施してください。

※ 消防法に基づき、防火管理者の配置義務が課されている施設においては、年 2 回以上の頻度により、火災を想定した避難訓練を実施する必要があります。（うち 1 回は、夜間時の発生を想定した訓練とすることが望ましいものです。）

根 拠 等

・盛岡市指導指針 8 (6) ア

事例番号 4 有料老人ホーム事業の運営（運営懇談会の設置等）

指摘内容

運営懇談会の開催について、不備が認められる。

指 摘 例

（元号）〇年度において、運営懇談会を開催していないことを確認したので、年 1 回以上の頻度を目安とし、定期的に行うこと。

解 説

盛岡市指導指針において「有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、管理者、職員及び入居者によって構成される運営懇談会を設置するとともに、「入居者の状況」及び「サービスの提供の状況」並びに「管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容」を定期的に報告し、説明しなければならない旨」及び「運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮しなければならない旨」が示されています。

入居者及び身元引受人（入居者の家族など）に対して、施設の現状等を適切に報告・説明し、適宜、入居者等の要望・意見等を確認することにより、施設経営の信頼性や透明性を確保しなければならないことから、あらかじめ開催時期等を広く周知した上で、年 1 回以上の頻度を目安とし、定期的に行うこと。

なお、運営懇談会の様子（施設による報告・説明の内容、確認した入居者等の要望・意見等）については、記録として取りまとめるとともに、郵送・掲示等の方法により、その内容を入居者等に対し周知することが望ましいものです。

根 拠 等

・盛岡市指導指針 8（11）

事例番号5 サービス等（食事サービス）

指摘内容

栄養士が献立表を作成しておらず、かつ、その旨が重要事項説明書上で明示されていない。

指 摘 例

重要事項説明書において、次の事項が記載されていないことを確認したので、記載すること。

- ・【10 その他】有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項（栄養士を配置していないため、栄養士以外の者が献立を作成した上で、入居者に適した食事の提供を行う旨）

解 説

盛岡市指導指針において「栄養士による献立表を作成しなければならない旨」が示されています。

献立表については、入居者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容となるよう、栄養士が作成してください。（有料老人ホームに配置されていない栄養士（委託契約、連携施設等による協力等）が献立表を作成した場合であっても、当該規定を遵守したものとして取り扱って差し支えありません。）

なお、献立表について、栄養士が作成できない状況下にある場合には、重要事項説明書上の「有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項」として、栄養士が献立表を作成していない旨その他代替措置等を明記するとともに、入居契約時にあっては、重要事項説明書等の書類（※）に基づき、盛岡市指導指針に示されている内容に適合していない状況等を漏れなく説明し、入居者に誤解を与えることがないよう所要の措置を講じてください。

※ 重要事項説明書のみならず、パンフレット、入居契約書、管理規程等の書類については、入居者又は入居しようとする者に対し、適宜、公開・交付する書類であることから、誇大広告等の疑義が生じないように、当該書類に必要な事項を実態に即して正確に記載し、実態と乖離なく正確に表示してください。

根 拠 等

< 献立について >

- ・盛岡市指導指針9(1) ア(イ)

< 重要事項説明書について >

- ・盛岡市指導指針12(4)

事例番号 6 サービス等（身体的拘束等の適正化）

指摘内容

身体的拘束等の実施に当たって、解除予定日が適切に設定されていない。

指 摘 例

- (1) 入居者に対する身体的拘束等の実施に当たって、解除予定日を設定せずに入居者等（入居者、当該入居者の家族又は身元引受人等のこと。）から同意を得ていることを確認したので、あらかじめ設定した上で同意を得ること。
なお、あらかじめ設定する身体的拘束等の期間については、必要最小限度とするよう留意すること。
- (2) 入居者に対する身体的拘束等の実施に当たって、解除予定日を画一的に設定していることを確認したので、身体的拘束等の期間が必要最小限度となるようケースごとに判断し、個別に設定すること。
なお、身体拘束等の期間等の判断・設定に当たっては、当該判断・設定が組織等として行われた旨、身体的拘束等の対象となる入居者が3要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たす状態であることの確認等の手続きが極めて慎重に実施されている旨その他検討した具体的な内容等を記録すること。

解 説

盛岡市指導指針において「入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない旨」が示されており、また「身体的拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～」（平成13年3月 厚生労働省）において、次に掲げる内容が示されています。

- 身体的拘束等が認められる場合とは、「切迫性」、「非代替性」「一時性」の3つの要件（以下「3要件」という。）を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。
- 3要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し、記録しておく。
- 身体的拘束等が認められるかどうかの判断は、担当のスタッフのみで行わず、施設内の「身体拘束廃止委員会」等の場で、あらかじめルールや手続きを定め、施設全体としての判断が行われるようにする。また、具体的な事例についても、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。
- 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。（同通知において、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」が様式として示されていますので、参考にしてください。）
- 事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- 身体的拘束等を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。

- 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を具体的に記録する。

また、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

（同通知において、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」が様式として示されていますので、参考にしてください。）

- 身体拘束を行う場合には、必要最小限度とする配慮も必要である。

身体的拘束等の実施に当たっては、盛岡市指導指針 9 (7) アに基づき 3 箇月に 1 回以上の頻度により開催する身体的拘束等適正化委員会等の場において、日々の観察を通じて作成した各種記録等を参考とし、3 要件を全て満たす状態であること、当該実施方法・実施期間が必要最小限度であること等を組織的に検討・決定するとともに、入居者等（入居者の家族や身元引受人を含む。）に対し、身体的拘束等の詳細をできる限り詳細に説明する必要があります。

原則として、身体的拘束等は禁止されていることから、やむを得ず実施する場合においては、必要最小限度となる実施方法・実施期間等を十分に検討し、組織的に決定した上で適切に行うとともに、適宜、身体的拘束等の解除に向けた検討を行ってください。

根拠等

- ・盛岡市指導指針 9 (5)
- ・「身体的拘束ゼロへの手引き～高齢者ケアに関わるすべての人に～」
（平成13年 3 月 厚生労働省）

事例番号 7 契約内容等（事故発生の防止の対応）

指摘内容

事故の発生又はその再発防止の措置について、不備が認められる。

指 摘 例

周囲に職員が配置されていない場所において、入居者の手が届きやすい位置に消毒液等が置かれていることを確認したので、入居者の誤飲等の事故を防止する観点に基づき、置く場所を変更する等の措置を講じること。

解 説

盛岡市指導指針においては、事故発生の防止のための対応（指針の整備、委員会の定期開催、研修の定期実施）や、事故発生時の対応（関係者への報告、事故の詳細の記録、損害賠償）について示されており、また「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」（令和7年11月 厚生労働省 老健局）において「歩行できる高齢者は、転倒・転落リスクのみならず、離施設、誤飲、異食といったリスクがあることを認識する必要がある旨」及び「誤飲すると生命に関わる毒性の強い物品として洗剤、殺虫剤、薬等が想定され、また異食するおそれや窒息するおそれのある物品としてナイフ類（カミソリ等）、針・画鋸等が想定される旨」が示されています。

有料老人ホームにおいては、事故発生時の対応を適切に定めるほか、日ごろから不断の注意を払い、事故の発生又はその再発防止の措置を適切に講じた上で、入居者が健康で安全な生活を維持できるよう取り計らう必要があることから、入所者が誤飲する危険性がある物品については、次に掲げる方法その他の所要の措置を講じてください。

- 入居者の手が届きにくい場所（直立した状態でないと手が届かない高さの場所、戸棚等）に置く。
- 鍵付きの部屋又は戸棚等に置く。
- 職員が常時配置されている場所に置き、入居者が当該物品を誤飲する前に制止できる環境を整備する。

根 拠 等

- ・盛岡市指導指針12(8)(9)
- ・「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」（令和7年11月 厚生労働省 老健局）

第3章 適正な施設運営のために

有料老人ホームがその設置の目的に沿って、適正な事業を実施し入居者への健全かつ適正なサービスの提供を確保するためには、老人福祉法をはじめ、盛岡市指導指針、厚生労働省通知等をよく理解し、遵守しなければなりません。また、長期安定的な経営が可能な計画に基づき運営され、社会的信用の得られる経営主体である旨を明らかにし、事業運営の透明性を確保する必要があります。

さらに、入居者の最善の利益を考慮した上で、サービスの質の向上を図ることを目的とし、入居者の家族等や関係機関との連携体制の構築、入居契約に係る書類・規程の整備及びその内容の遵守、外部研修・内部研修の受講に伴う職員の資質の向上等を図る必要があります。

市としては、有料老人ホームにおけるサービスの質の向上及び適切な事務・事業実施が行われるよう情報提供等を行っていきたいと考えています。今後とも、老人福祉の増進及び施設を利用している入居者の最善の利益を第一とし、適正な施設運営を行っていただきますようお願いいたします。